

議案第18号

つくば市税条例等の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市税条例等の一部を改正する条例

(つくば市税条例の一部改正)

第1条 つくば市税条例(昭和62年つくば市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第2条 研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例(平成元年つくば市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

(つくば市市営住宅条例の一部改正)

第3条 つくば市市営住宅条例(平成9年つくば市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

## 第20条 削除

第32条第3項中「から第20条までの規定（第19条第1項を除く。）」を「及び第19条（第1項を除く。）の規定」に改める。

第34条第3項中「及び第20条」を削る。

（つくば市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正）

第4条 つくば市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成12年つくば市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「督促手数料及び」を削る。

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「督促手数料及び」を削る。

（つくば市介護保険条例の一部改正）

第5条 つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

## 第9条の2 削除

（つくば市水道給水条例の一部改正）

第6条 つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第26条の2を削る。

（つくば市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第7条 つくば市後期高齢者医療に関する条例（平成20年つくば市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

市税等の督促手数料を廃止するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

## （第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>第3条—第11条（略）</p> <p><u>第12条 削除</u></p> <p>第13条（以下略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>第3条—第11条（略）</p> <p><u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p>第13条（以下略）</p>

## 研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例（平成元年つくば市条例第32号）新旧対照表

## （第2条関係）

改正後	改正前
第1条—第13条（略）  <u>第14条</u> （略） 附則（以下略）	第1条—第13条（略）  <u>（督促手数料）</u> <u>第14条 管理者は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。</u>  <u>第15条</u> （略） 附則（以下略）

つくば市市営住宅条例（平成9年つくば市条例第60号）新旧対照表  
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第19条（略）</p> <p><u>第20条 削除</u></p> <p>第21条—第31条（略） （収入超過者に対する家賃）</p> <p>第32条（略） 2（略） 3 <u>第18条及び第19条（第1項を除く。）の規定</u> は、第1項の家賃について準用する。</p> <p>第33条（略） （高額所得者に対する家賃等）</p> <p>第34条（略） 2（略） 3 第18条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第19条（第1項を除く。）<u>　</u> <u>　</u>の規定は第1項の家賃についてそれぞれ準用する。</p> <p>第35条（以下略）</p>	<p>第1条—第19条（略） <u>（家賃の督促等）</u></p> <p><u>第20条 家賃を前条第2項に規定する納期限までに完納しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、つくば市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成12年つくば市条例第12号）の定めるところによる。</u></p> <p>第21条—第31条（略） （収入超過者に対する家賃）</p> <p>第32条（略） 2（略） 3 <u>第18条から第20条までの規定（第19条第1項を除く。）</u> は、第1項の家賃について準用する。</p> <p>第33条（略） （高額所得者に対する家賃等）</p> <p>第34条（略） 2（略） 3 第18条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第19条（第1項を除く。）<u>及</u> <u>び第20条</u>の規定は第1項の家賃についてそれぞれ準用する。</p> <p>第35条（以下略）</p>

## つくば市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成12年つくば市条例第12号）新旧対照表

## （第4条関係）

改正後	改正前
<p data-bbox="188 416 972 443">つくば市税外収入金の_____延滞金の徴収に関する条例</p> <p data-bbox="152 475 226 502">（趣旨）</p> <p data-bbox="103 531 1111 703">第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他のつくば市の歳入で市税以外のもの（以下「市税外収入金」という。）の_____延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="152 730 629 758">（市税外収入金の_____延滞金）</p> <p data-bbox="103 786 1111 863">第2条 市税外収入金に係る_____延滞金の徴収については、市税の例により徴収する。</p> <p data-bbox="103 892 248 919">附則 （略）</p>	<p data-bbox="1223 416 2007 443">つくば市税外収入金の<u>督促手数料及び延滞金</u>の徴収に関する条例</p> <p data-bbox="1187 475 1261 502">（趣旨）</p> <p data-bbox="1137 531 2145 703">第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他のつくば市の歳入で市税以外のもの（以下「市税外収入金」という。）の<u>督促手数料及び延滞金</u>の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1182 730 1659 758">（市税外収入金の<u>督促手数料及び延滞金</u>）</p> <p data-bbox="1137 786 2145 863">第2条 市税外収入金に係る<u>督促手数料及び延滞金</u>の徴収については、市税の例により徴収する。</p> <p data-bbox="1137 892 1283 919">附則 （略）</p>

## つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

## （第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第9条（略）</p> <p><u>第9条の2 削除</u></p> <p>第9条の3（以下略）</p>	<p>第1条—第9条（略）</p> <p><u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第9条の2 市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p>第9条の3（以下略）</p>

## つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）新旧対照表

## （第6条関係）

改正後	改正前
第1条—第26条（略）  第27条（以下略）	第1条—第26条（略） <u>（料金の督促に係る費用の徴収）</u> <u>第26条の2 管理者は、納入期限までに料金を納付しない水道の利用者に対して督促状を發した場合においては、督促状1通について100円を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u> 第27条（以下略）

## つくば市後期高齢者医療に関する条例（平成20年つくば市条例第18号）新旧対照表

## （第7条関係）

改正後	改正前
第1条—第4条（略）  <u>第5条—第8条</u> （略） 附則（以下略）	第1条—第4条（略） <u>（保険料の督促手数料）</u> <u>第5条 市長は、納期限までに保険料を納付しない被保険者又は連帯納付義務者に</u> <u>対してその納付を督促したときは、市税の例により督促手数料を徴収する。</u> <u>第6条—第9条</u> （略） 附則（以下略）